

平成 25 年 3 月 12 日  
物 価 統 計 室

## 消費者物価指数の品目選定基準について（案）

## 1．趣旨

消費者物価指数の品目については、「家計消費支出上の重要度」、「中分類指数の精度及び代表性の確保」、「円滑な価格取集かつ価格変化の的確な把握」という基準を総合的に判断し、選定している。このうち、家計消費支出上の重要度については、従来、家計調査の消費支出に占める割合が1万分の1以上という基準を設けてきた。この基準について、「小売物価統計調査の変更について」の諮問第27号の答申（平成22年10月22日）において、妥当性を検証する必要がある、との課題が提示されていることから、平成22年基準消費者物価指数の結果を用いて検証する。

## 諮問第27号の答申（平成22年10月22日）より抜粋

## 3 今後の課題

## (1) 調査品目の選定基準

実施部局から提示された調査品目の選定基準については、その妥当性について検証する必要がないかとの意見がだされたが、早急に検証を行うことは困難であるとの判断から今回は適当であると判断した。

したがって、次回の消費者物価指数の基準改定までに、消費者物価指数における本調査結果の利活用の観点及び結果精度の観点から検証する必要がある。

## 2．検証の方法

平成22年家計調査（全国・二人以上の世帯）の結果を用い、消費支出に占める割合の条件を1万分の10、5、3以上と段階的に変更し、各条件下で選定された品目で総合及び中分類指数を試算し、公表値と比較した。

## 3．検証結果

## (1) 「1万分の10及び5」の場合

総合指数が公表指数から乖離した。また、1万分の10とした場合は、すべての品目が除外となる中分類があった。

## (2) 「1万分の3」の場合

総合指数は公表値とほぼ一致した。一方、中分類で見ると、公表値と乖離する月や、前月比及び前年同月比の符号が公表値と逆転する月があった。

## 4．1万分の1以上の基準の妥当性について

1万分の1以上の基準を変更した場合、公表値と乖離する、または前月比及び前年同月比の符号が逆転するという事象が発生したことから、結果の精度を確保できるとは言えない。よって、家計調査の消費支出に占める割合が1万分の1以上の品目を選定するという基準は、妥当であると判断する。